

# 知らなかった！！

建物の増改築、テナントの入居、既存建物で事業を開始する場合は

事前の届出や新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。

## 必要な届出書類等

届出書類	届出者	概要
工事設備対象設備等着工届出書	消防設備士	消防用設備等の設置工事をする前に届け出る書類です。
防火対象物使用開始届出書	使用者	建物を使用する前に届け出る書類です。
消防用設備等設置届出書	関係者	消防用設備等の設置が完了した旨を届け出る書類です。
火を使用する設備等の設置に関する届出書	経営者等	変電設備やボイラー等の火を使用する設備の設置工事前に届け出る書類です。
防火・防災管理者選任（解任）届出書	経営者等	防火（防災）管理者を選任した際に届け出る書類です。
消防計画作成（変更）届出書	防火管理者等	防火管理に係る計画を作成した際に届け出る書類です。

※上記届出書は、市ホームページからダウンロードできます。

※工事の内容等により、上記以外の届出が必要になる場合があります。

まずは消防署に相談して下さい。

問い合わせ先 伊賀市消防本部予防課

予防係 0595-24-9105 査察指導係 0595-24-9118